

## 通達からの抜粋（職業訓練指導員免許取得関係）

新職業訓練法の施行について（昭和44年10月1日 訓発第248号）

### 2 職業訓練指導員免許を受けることができる者の資格について

職業訓練指導員免許を受けることができる者については施行規則第39条に示すもののほか、当分の間、規則附則第9条及び昭和44年労働省告示第38号（職業訓練指導員免許を受けることができる者を定める告示）に示すとおりであること。

この場合において「免許職種に関する学科（課程を含む。）」とは学科名、課程名のいかににかかわらず、履修した専攻科目及び実習の内容が、規則別表第11の学科試験の科目の欄の関連学科を示す範囲のもの及び実技試験の科目の欄に掲げる科目とし、また「免許職種に関する実務の経験」とは、規則別表第11の実技試験の科目の欄に示す実務の経験をいい、実務は現場における作業のみならず管理監督、訓練及び研究の業務を含めるものとする。

また、その経験年数は、該当する期間をすべて通算してさしつかえないこと。

職業訓練法施行令等の一部改正について（昭和59年8月25日 能発第40号）

ハ 検定職種の追加に伴い、技能検定の受験資格と職業訓練指導員試験の受験資格との対応関係を当該検定職種と当該免許職種との関係において定めたこと（施行規則別表第11の2関係）。

なお、「バルコニー施工」に係る技能検定に合格した者については、建築科の職業訓練指導員試験に関し、その受験資格は有するものであるが、施行規則第39条第1号の「免許職種に関し、……法第62条第1項ただし書に規定する等級に区分しないで行う技能検定（以下「単一等級の技能検定」という。）に合格した者」及び施行規則第46条の表の上欄の「免許職種に関し、……単一等級の技能検定に合格した者」としては取り扱わないこと。

職業訓練法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（昭和60年2月25日 能発第54号）

ハ 検定職種の追加に伴い、技能検定の受験資格と職業訓練指導員試験の受験資格との対応関係を当該検定職種と当該免許職種との関係において定めるなどしたこと（施行規則別表第11の2関係）。

なお、「電子回路接続」に係る技能検定に合格した者については、電子科の職業訓練指導員試験に関し、その受験資格は有するものであるが、施行規則第39条第1号に掲げる「免許職種に関し、……法第62条第1項ただし書に規定する等級に区分しないで行う技能検定（以下「単一等級の技能検定」という。）に合格した者」及び施行規則第46条の表の「免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者」としては取扱わないこと。

職業訓練法の一部を改正する法律の施行について（昭和60年10月1日 能発第210号）

(3) 職業訓練指導員の免許取得のうち、昭和44年労働省告示第38号の第10号の規定に基づき、15年以上の実務経験を有するもので、労働大臣が指定する講習を受講すれば免許を取得できる制度については、原則として廃止された。これは、規則附則第9条に定める職業訓練指導員免許に関する経過措置のうち、これまで指導方法等の習得義務がなかった同告示第38号の第10号以外のものすべてに労働大臣が指定する講習の受講を義務づけられたことと併せて、職業訓練指導員の資質の向上を図ることとしたものであること。

なお、改正後の告示第14号の「労働省職業能力開発局長が前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認めた者」は、新たに訓練科が設置された場合等で、担当する指導員の確保が困難なときに限り、当該職種に係る実務の経験が15年以上である者とするものとする。